

埼玉県公立小学校校長会会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は、埼玉県公立小学校校長会と称し、事務局を会長指定の場所におく。

第2条 本会は、埼玉県小学校教育の振興を期するために、会員相互の連携を密にし、職能の向上、教育諸条件の改善及び会員の福祉増進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育内容に関すること
- (2) 教育制度ならびに行財政に関すること
- (3) 教職員の地位及び待遇に関すること
- (4) 学校の管理運営及び調査に関すること
- (5) 教育振興の世論喚起に関すること
- (6) 教育情報の収集及び伝達に関すること
- (7) 組織強化に関すること
- (8) 会員の相互厚生に関すること
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

第4条 本会は、埼玉県公立小学校長及びさいたま市立小学校長をもって組織し、さいたま市の他は、南部、入間、比企、秩父、児玉、大里、東部を地区とし、各地区に必要な班をおく。

第 3 章 役員及び職員

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長1名、副会長4～6名、さいたま市代表1名、常任理事若干名、理事若干名、幹事若干名、監事4名。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) さいたま市代表は、さいたま市立小学校校長会との連絡調整に当たる。
- (4) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の企画及び執行並びに各地区の連絡に当たる。
- (5) 理事は、理事会を構成し、総会から委任された事項につき審議決定するとともに各班の連絡に当たる。
- (6) 幹事は、運営委員会に所属し、会務を処理する。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、会員中から理事会で選出する。
- (2) さいたま市代表は、さいたま市立小学校校長会で選出する。
- (3) 理事は、各班の会員の中から選出するほか、必要により、理事会にはかり会長が指名する。
- (4) 常任理事は、各地区で互選された理事及び各専門部副部長等をもって充てる。
- (5) 幹事は、理事会にはかり会長が委嘱する。
- (6) 監事は、会員中から理事会で選出する。
- (7) 理事及び常任理事の数は、別に定める。

第8条 役員の任期は、1か年とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、会長が理事会にはかり委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の要請に応じて随時意見を述べることができる。
- (3) 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、事務局長ほか必要な職員をおくことができる。

第 4 章 機 関

第11条 本会には、次の機関をおき、会長が招集する。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 運営委員会

- 第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 2 総会の議長は、会員中から選出する。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
可否同数のときは、議長がこれを決定する。
 - 4 総会では、次の事項につき、審議、決定する。
 - (1) 会務報告ならびに決算の承認
 - (2) 事業計画ならびに予算の議決
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、目的達成に必要な重要事項

第13条 緊急止むを得ない場合は、理事会をもって総会にかえることができる。

ただし、この場合は、次の総会に報告しなければならない。

第14条 理事会は、おおむね学期1回これを開き、常任理事会は、必要に応じ、随時これを開く。

第15条 運営委員会は、会長、副会長、さいたま市代表、部長、幹事長及び事務局職員と幹事をもって構成し、会務遂行上必要な企画、立案及び緊急事項の処理に当たる。

第16条 本会は、会務を処理するため、次の専門部を設ける。ただし、必要により特別委員会をおくことができる。

- (1) 研修推進部
- (2) 対策部
- (3) 広報部
- (4) 調査研究部

第17条 各専門部ならびに特別委員会の構成は、理事会で定める。

- 2 各専門部の正副部長は、理事会で選出する。

第5章 会 計

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第19条 本会の会費（負担金）は、年額20,000円とする。ただし、さいたま市立小学校長及び小・中一貫校長の会費（負担金）については、10,000円とする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補 則

第21条 本会の運営に必要な規程、細則等は、理事会において定める。

附 則

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 本会の会則は、昭和55年4月1日から施行する。 | (全面改正) |
| 本会の会則は、昭和57年4月1日から一部改正、施行する。 | (会費) |
| 本会の会則は、昭和60年1月24日から一部改正、施行する。 | (役員・機関) |
| 本会の会則は、昭和63年1月19日から一部改正、施行する。 | (役員・機関) |
| 本会の会則は、平成元年3月7日から一部改正、施行する。 | (役員・機関) |
| 本会の会則は、平成2年4月1日から一部改正、施行する。 | (会費) |
| 本会の会則は、平成11年4月1日から一部改正、施行する。 | (顧問) |
| 本会の会則は、平成12年4月1日から一部改正、施行する。 | (組織) |
| 本会の会則は、平成14年1月29日から一部改正、施行する。 | (組織・役員) |
| 本会の会則は、平成25年1月23日から一部改正、施行する。 | (役員) |
| 本会の会則は、平成29年4月24日から一部改正、施行する。 | (組織・役員・会計) |
| 本会の会則は、平成30年1月25日から一部改正、施行する。 | (役員・機関) |
| 本会の会則は、令和2年1月23日から一部改正、施行する。 | (機関) |
| 本会の会則は、令和3年1月27日から一部改正、施行する。 | (会費・負担金) |
| 本会の会則は、令和7年4月1日から一部改正、施行する。 | (組織) |